様式ID	NTA0VNX115010010

認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる対象相続非上場株式等の価額の計算書（一般措置）

住所		氏名	

1 認定相続承継会社の株式等の価額等

租税特別措置法第70条の７の３第１項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された対象受贈非上場株式等の１単位当たりの価額（円）（注１）	①	
対象相続非上場株式等の数又は金額（株・口・円）	②	
対象相続非上場株式等の本来の価額（円）（①×②）	③	
相続開始の時における認定相続承継会社の純資産額（円）	④	

2 認定相続承継会社が外国会社等の株式等を直接所有する場合

認定相続承継会社が有する外国会社等（注２）の株式等の価額（円） （租税特別措置法施行規則第23条の12第３項第２号イに規定する株式の価額）	⑤	

3 認定相続承継会社が外国会社等の株式等を特別支配関係法人を通じて間接所有する場合

認定相続承継会社が有する認定相続承継会社の特別支配関係法人（注３）の株式等の価額（円）			⑥	
⑥の特別支配関係法人が直接又は他の特別支配関係法人を通じて間接所有する外国会社等の株式等の価額（円） （租税特別措置法施行規則第23条の12第３項第２号ロ⑴に規定する株式等の価額）※⑧欄に掲げる金額を限度とします。			⑦	a＋b
直接所有	⑥の特別支配関係法人が直接所有する外国会社等の株式等の価額（円）		a	
間接所有	⑥の特別支配関係法人が他の特別支配関係法人を通じて間接所有する外国会社等の株式等の価額（円） ※ロ、ハは、同一の評価区分により評価します。		b	イ×（ロ－ハ）
		特別支配関係法人が有する他の特別支配関係法人の株式等の数又は金額（株・口・円）	イ	
		他の特別支配関係法人の株式等の１単位当たりの価額（円）	ロ	
		他の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した場合の他の特別支配関係法人の株式等の１単位当たりの価額（円） ※評価区分は変更しません。	ハ	
特別支配関係法人の純資産額（円） （租税特別措置法施行規則第23条の12第３項第２号ロ⑵に規定する価額）			⑧	
⑥ × ⑦／⑧（円） （租税特別措置法施行規則第23条の12第３項第２号ロの規定により計算した価額）			⑨	
③ × （④－（⑤＋⑨））／④（円）（注４）			⑩	

4 対象受贈非上場株式等の価額との調整

租税特別措置法第70条の７の３第１項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された同項前段の対象受贈非上場株式等の価額（円）	⑪	
納税猶予税額算出の基となる対象相続非上場株式等の価額（円） （⑩欄の金額と⑪欄の金額のいずれか低い方の価額）	⑫	

○ （注１）から（注４）までについては、記載要領等を参照してください。

（平成23年６月30日以降の相続等開始分用）（R8.7）